
適正な下水道使用料について

～ 下水道使用料体系案の検討～

経済建設部下水道課

目次

1. 前回審議会のまとめ
 2. 下水道使用料体系の設定
 3. 下水道使用料体系案の検討
-

前回委員会のまとめ

「収支ギャップ」解消に向けた経営改善の取り組みを実施

経営改善の取り組みに加え、最新の内容に見直した中長期の財政推計では、下水道使用料収入だけで污水处理にかかる費用を回収することは困難であることを確認

経費回収率 100%水準の確保

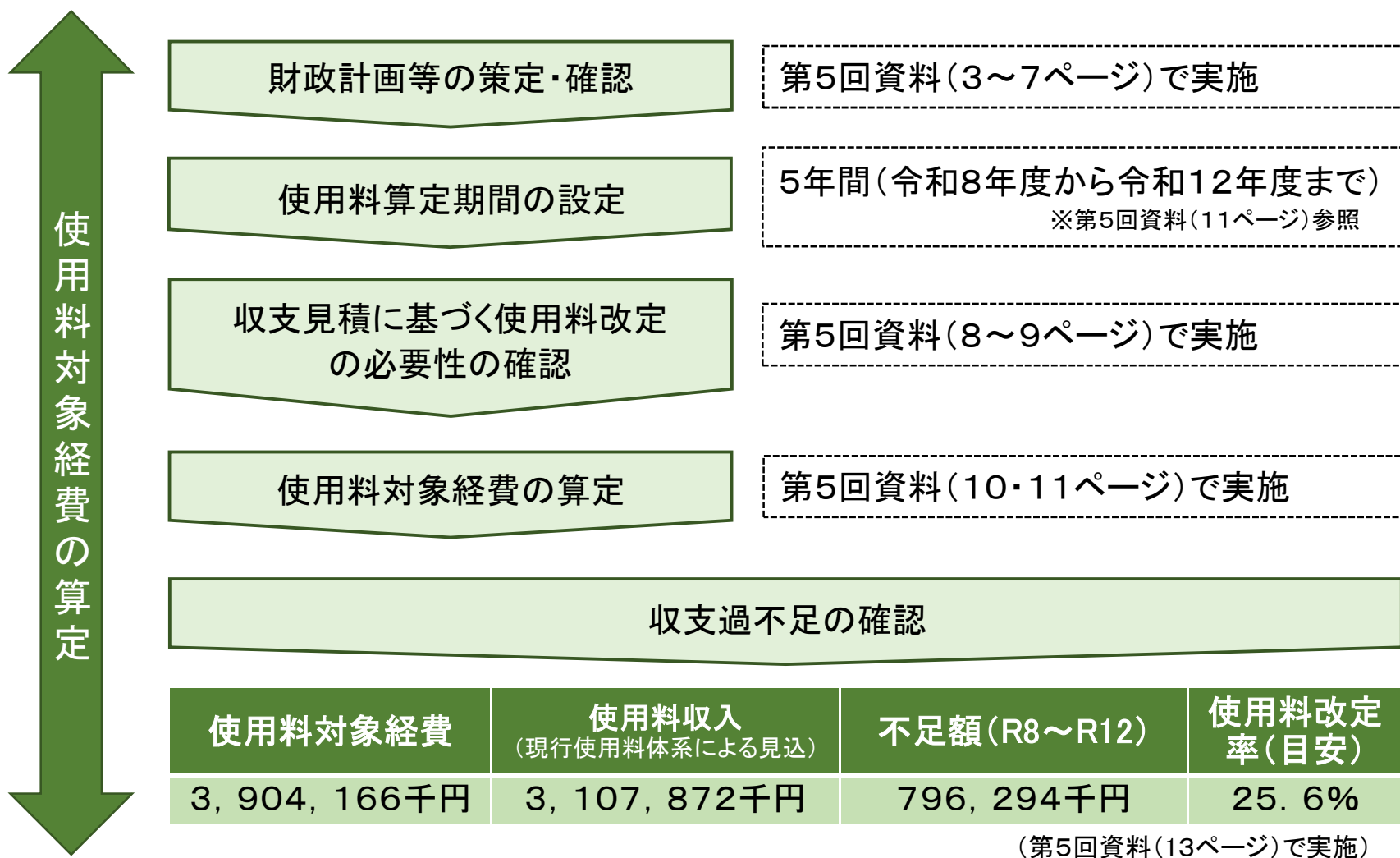
- ・ 污水处理にかかる費用を下水道使用料で回収することが可能となる。

約8億円（R8～R12）の他会計補助金（一般会計繰入金）の削減

- ・ 他会計補助金（一般会計繰入金）に依存しない自立・安定した経営基盤の構築
- ・ 下水道普及の便宜を享受できる住民とそうでない住民との間の公平性の確保

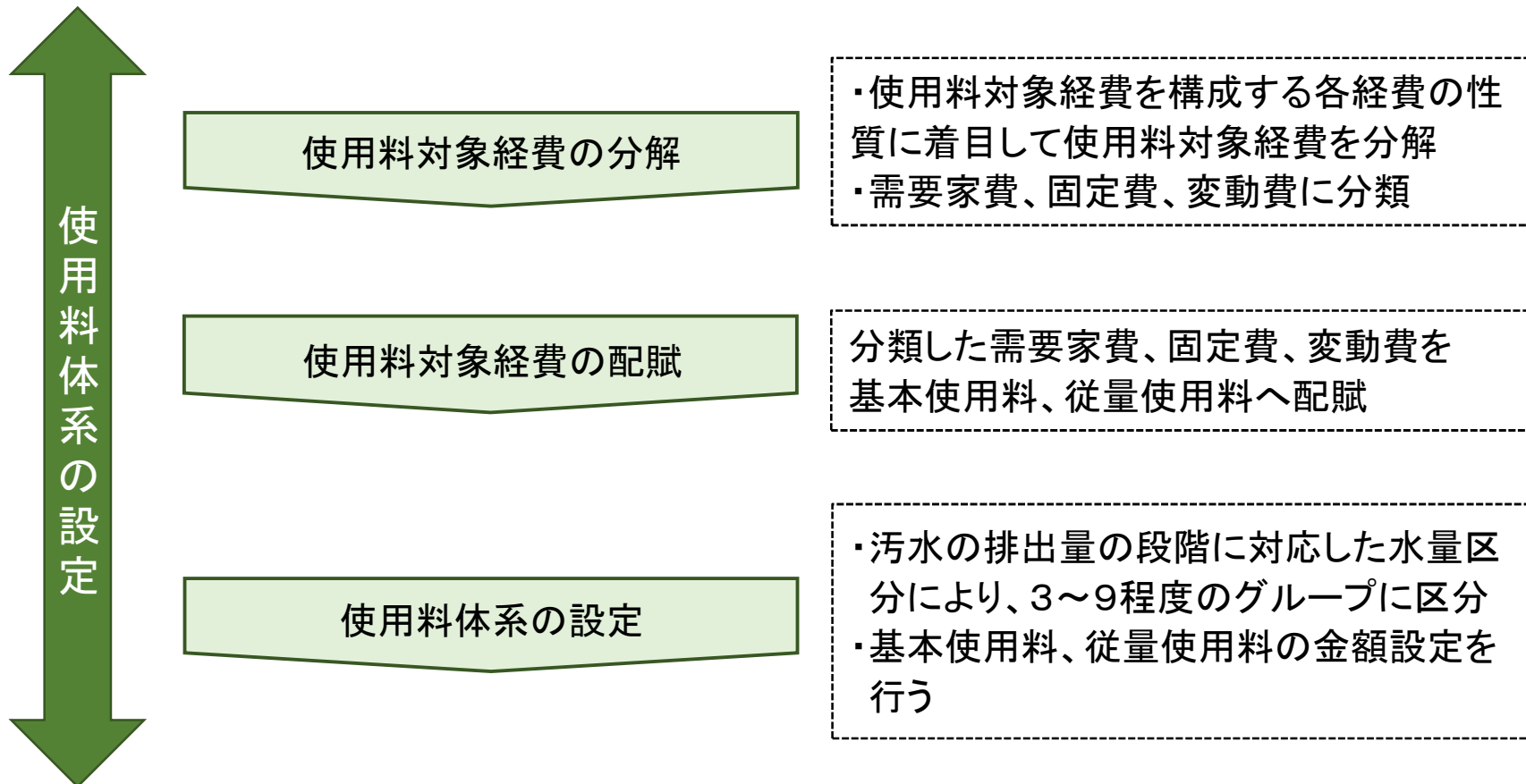
改定率（目安）25.6%増の下水道使用料改定の必要性を確認

下水道使用料の算定フロー



下水道使用料の算定フロー

今回の委員会での主な審議内容



「下水道使用料算定の基本的考え方 2016年度版」公益社団法人日本下水道協会p3を参考に一部加工

豊明市の下水道使用料体系

使用料体系(1か月につき)【税抜】		
基本使用料	従量使用料	
550円	10m ³ まで	40円／m ³
	20m ³ まで	100円／m ³
	30m ³ まで	109円／m ³
	50m ³ まで	145円／m ³
	80m ³ まで	160円／m ³
	100m ³ まで	189円／m ³
	300m ³ まで	202円／m ³
	400m ³ まで	207円／m ³
	500m ³ まで	210円／m ³
	500m ³ を超える	228円／m ³

○累進使用料制

大口需要家の需要変動リスクに対応するコストを調整するため、排出量の増加に応じて、従量使用料単価を高くする制度。⇒本市を含めた県内の全市が採用する制度

豊明市の下水道使用料体系

○2か月で45m³を排水した場合の計算方法

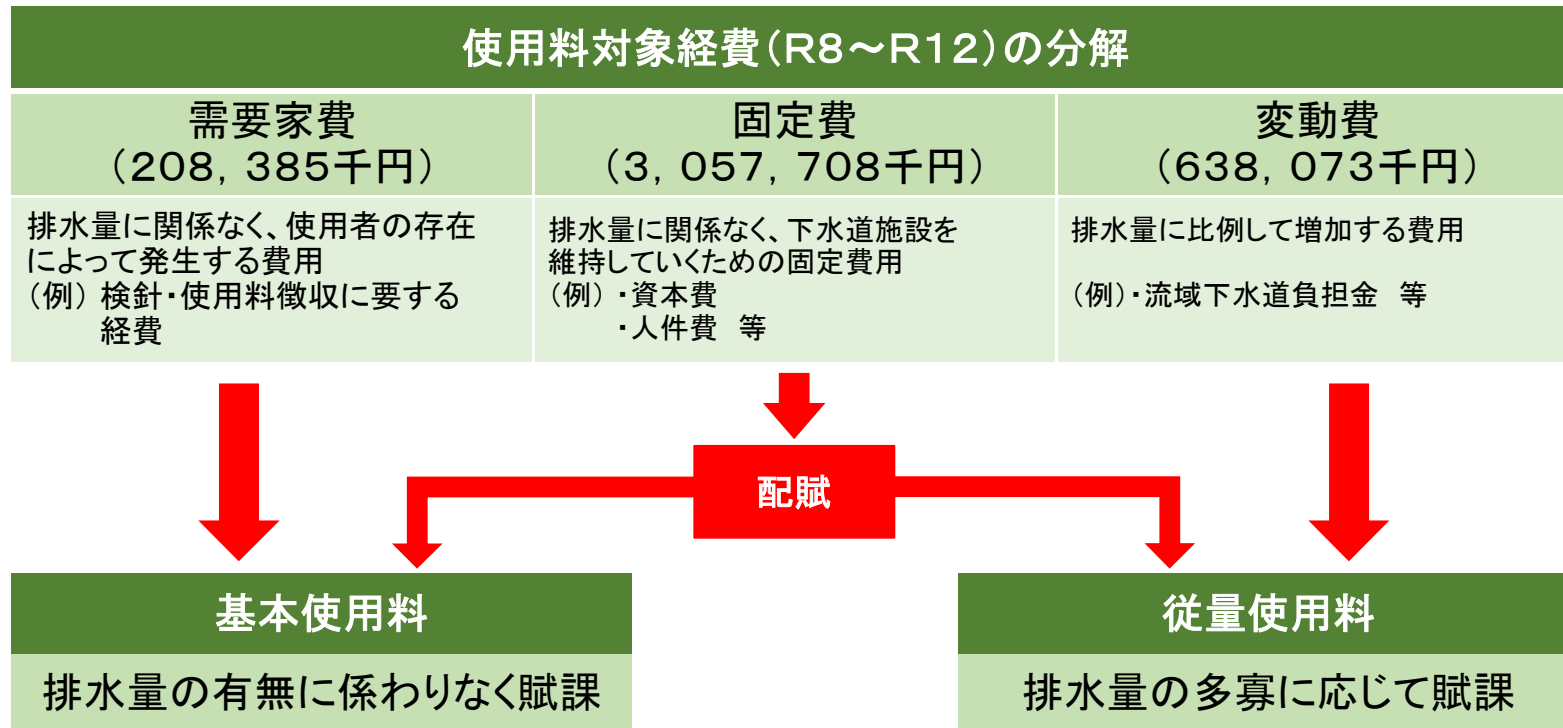
⇒「1か月で23m³」と「1か月で22m³」に分けて計算します。

項目	単価	前月分(23m ³)	後月分(22m ³)
基本使用料	550円	550円	550円
10m ³ まで	40円	× 10 = 400円	× 10 = 400円
20m ³ まで	100円	× 10 = 1, 000円	× 10 = 1, 000円
30m ³ まで	109円	× 3 (21m ³ ~23m ³) = 327円	× 2 (21m ³ ~22m ³) = 218円
合計		2, 277円	2, 168円
下水道使用料(税込) 【合計 × 1. 1(消費税)】			4, 889円

※水道使用量＝下水道への排出量とみなします。

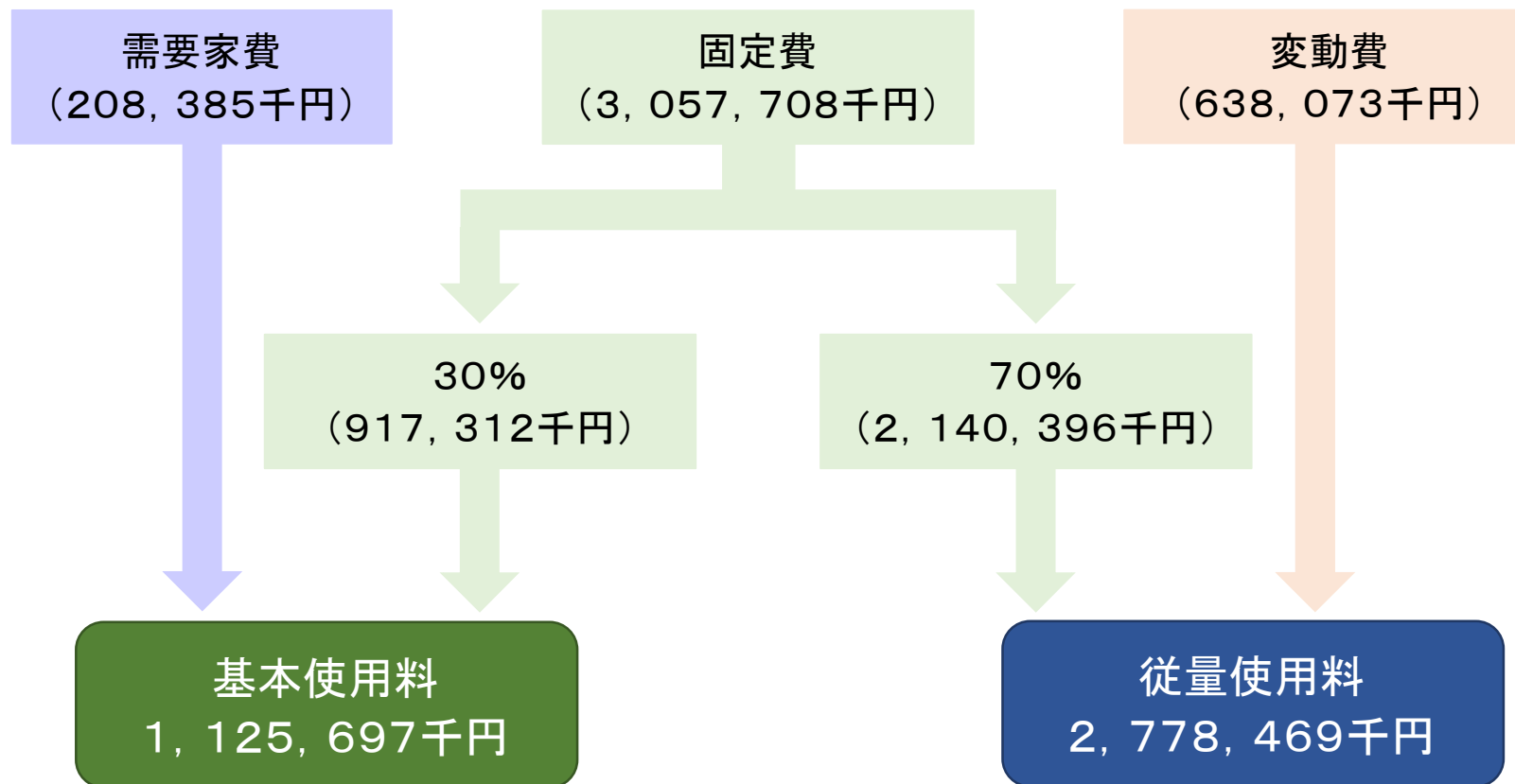
※水道の検針は、原則、隔月ごとに行われるため、2か月間の排出量の2分の1を「1か月に排出した量」とみなします。

下水道使用料経費の分解



○需要家費と固定費は基本使用料で賦課するのが適当であるが、施設型事業である下水道事業の特性として、使用料対象経費に占める固定費の割合が極めて大きいことから、固定費についてはその一部を基本使用料として賦課し、他は従量使用料として賦課することが妥当である。
 (「下水道使用料算定の基本的考え方2016年度版」公益社団法人日本下水道協会p19一部抜粋)

下水道使用料経費の配賦



固定費は、「下水道使用料算定の基本的な考え方」の配賦基準の例示に従い、3:7で配賦。

豊明市の下水道使用料体系

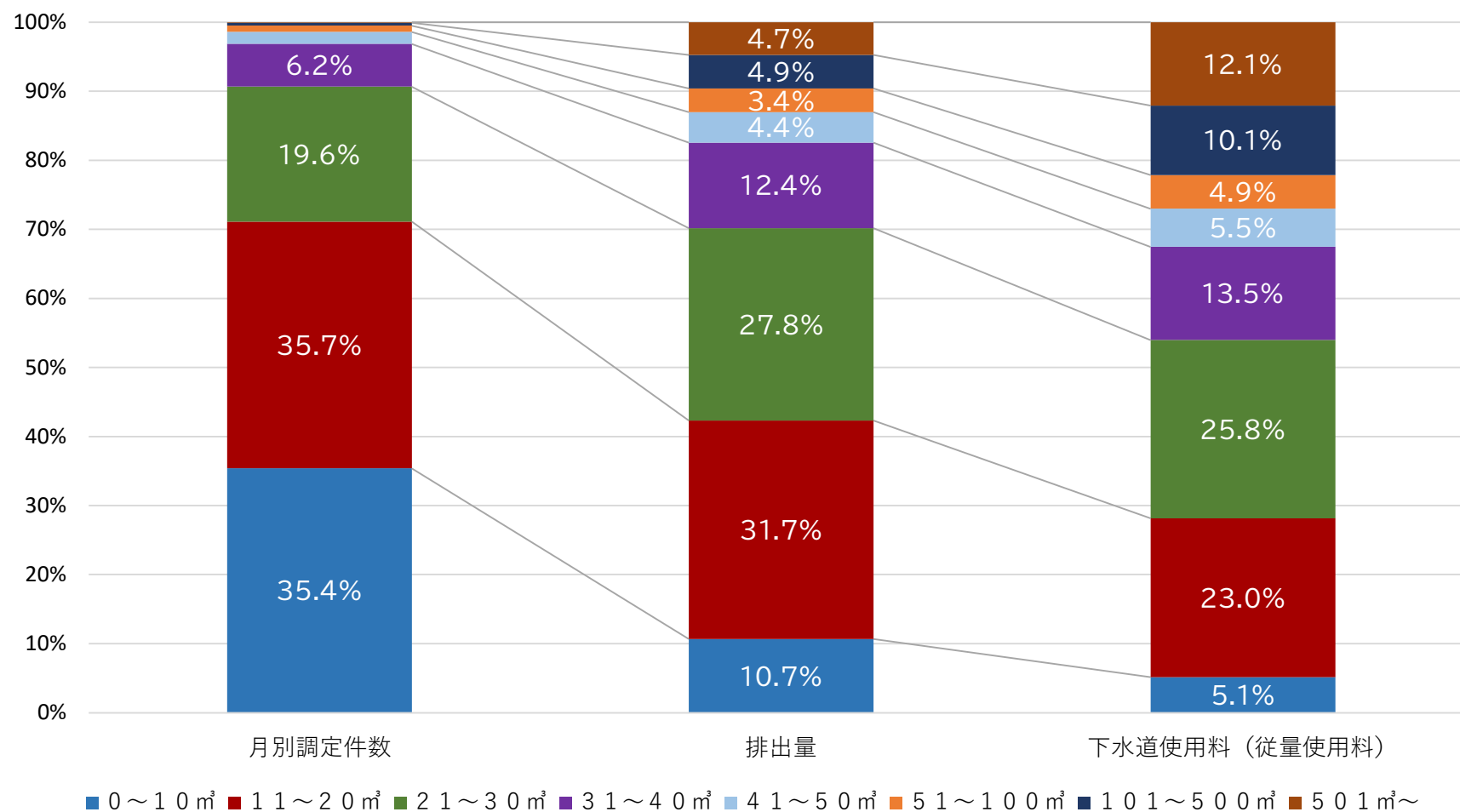
①基本使用料をどう設定するか？
(基本使用料と従量使用料の負担割合をどうするか？)

使用料体系(1か月につき)【税抜】				
基本使用料		従量使用料		
550円	10m ³ まで			40円／m ³
	20m ³ まで			100円／m ³
	30m ³ まで			109円／m ³
	50m ³ まで			145円／m ³
	80m ³ まで			160円／m ³
	100m ³ まで			189円／m ³
	300m ³ まで			202円／m ³
	400m ³ まで			207円／m ³
	500m ³ まで			210円／m ³
	500m ³ を超える			228円／m ³

②水量区分を細分化するか？

③累進度をどう設定するか？
(使用者間の負担割合をどうするか？)

月間使用量区分別の分布割合①



月間使用量区分別の分布割合②

月別調定件数

0～50m³／月（主に一般家庭が想定される水量区分）の調定件数が、全体の98.6%を占めている。⇒基本使用料の大半を一般家庭が負担している。

排出量

○51m³以上／月（主に事業者が想定される水量区分）の排出量は、全体の13.0%に過ぎない。

○101m³／月以上の全国平均（※）排出割合は、21.6%であり、豊明市（9.6%）の倍程度事業者から排出されている。

⇒排出量のボリュームゾーンは一般家庭（87.0%）であり、全国平均と比較しても、下水道施設を一般家庭が利用している割合が多い。

（※令和3年度地方公営企業年鑑（総務省自治財政局編）・公共下水道規模別有収水量ランク別調）

下水道使用料

51m³以上／月の区分の従量使用料負担は、全体の27%を占めている。

⇒累進制を採用しているため、約1／4を事業者が負担している。

基本使用料の設定①

①配賦された基本使用料を使用者に均一に賦課する設定とするか？

○配賦額(7ページ)を使用者に均一に配賦した場合の基本使用料【原則】

基本使用料 配賦額【A】	調定件数【B】	基本使用料 【A】÷【B】	現在の 基本使用料	改定率
1,125,697千円	1,604,630件	700円	550円	27.2%

※調定件数は、R8～R12の想定調定件数の合計数
※基本使用料は、10円未満四捨五入で算定

基本使用料として配賦すべき金額で算定した場合、基本使用料だけの改定率が全体の改定率(目安)の25.6%を超える＝基本使用料の負担割合が増加する。

基本使用料の設定②

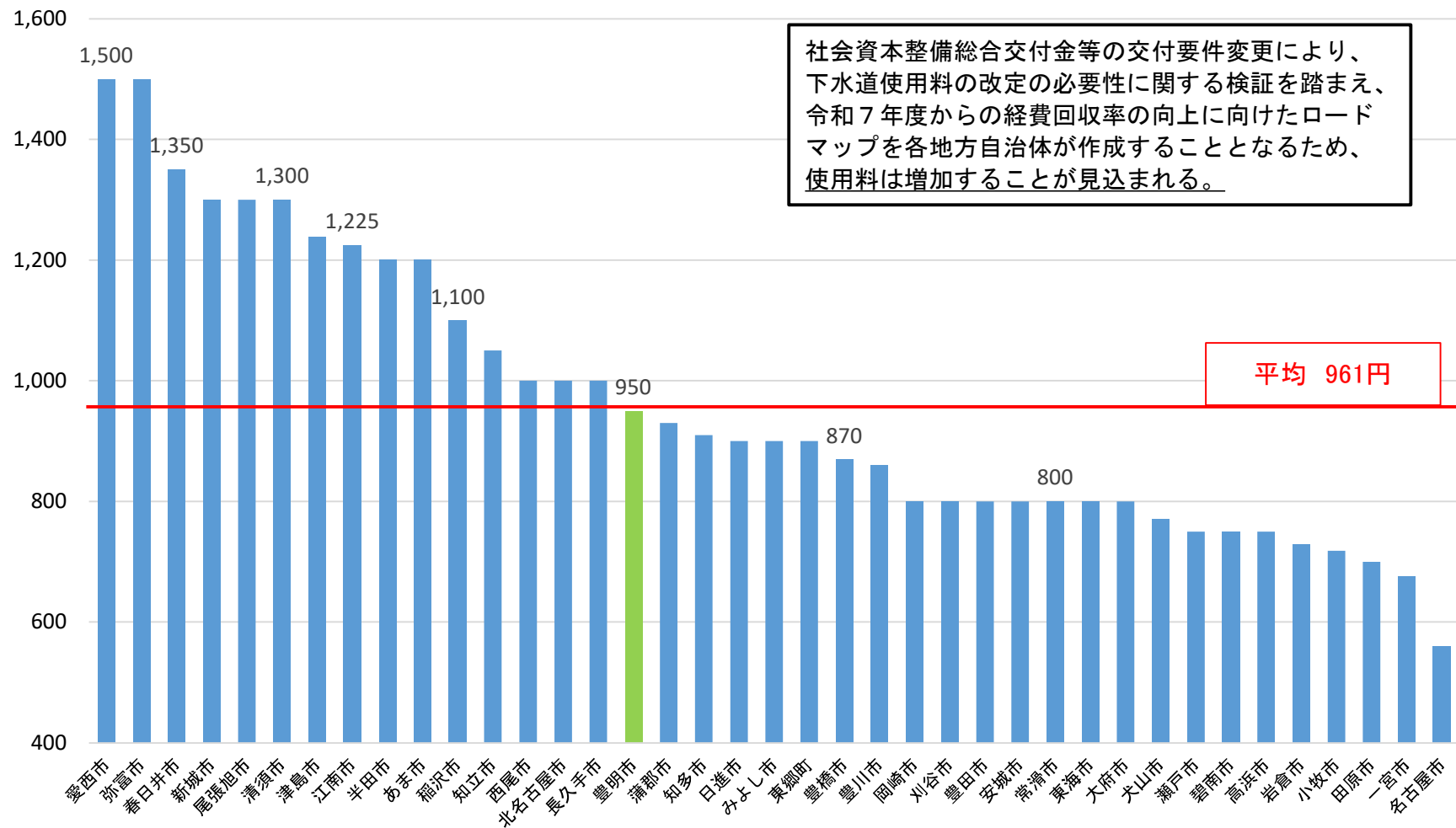
基本使用料【原則】を採用する場合の論点

企業経営の視点	使用者の視点
固定費の占める割合が多い事業構造であるため、基本使用料の割合を高めることで、排出量に影響されにくくなり、企業経営の安定化が図れる。	排出量の少ない階層（一般家庭等）は下水道使用料に占める基本使用料の割合が大きいため、事業者と比較し、より改定の影響が大きくなる。

上記論点及び将来の有収水量減少に備えるためには、基本使用料の割合を、漸進的に高めていくことの必要性が指摘（※）されている点も踏まえ、料金体系の設定を検討する必要がある。

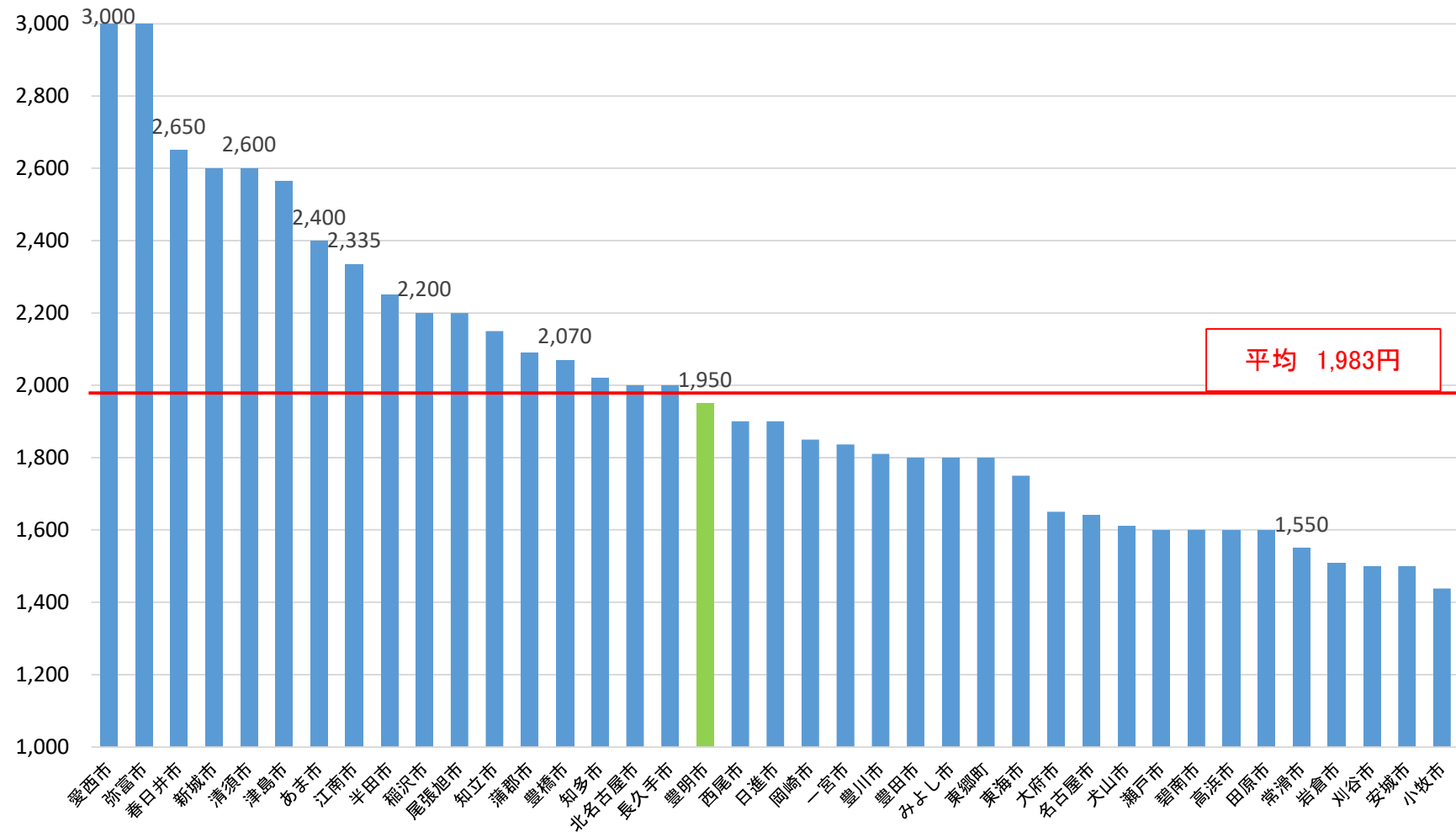
※国土交通省 令和2年7月人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会 報告書

県内下水道使用料【月10m³(税抜・円)】



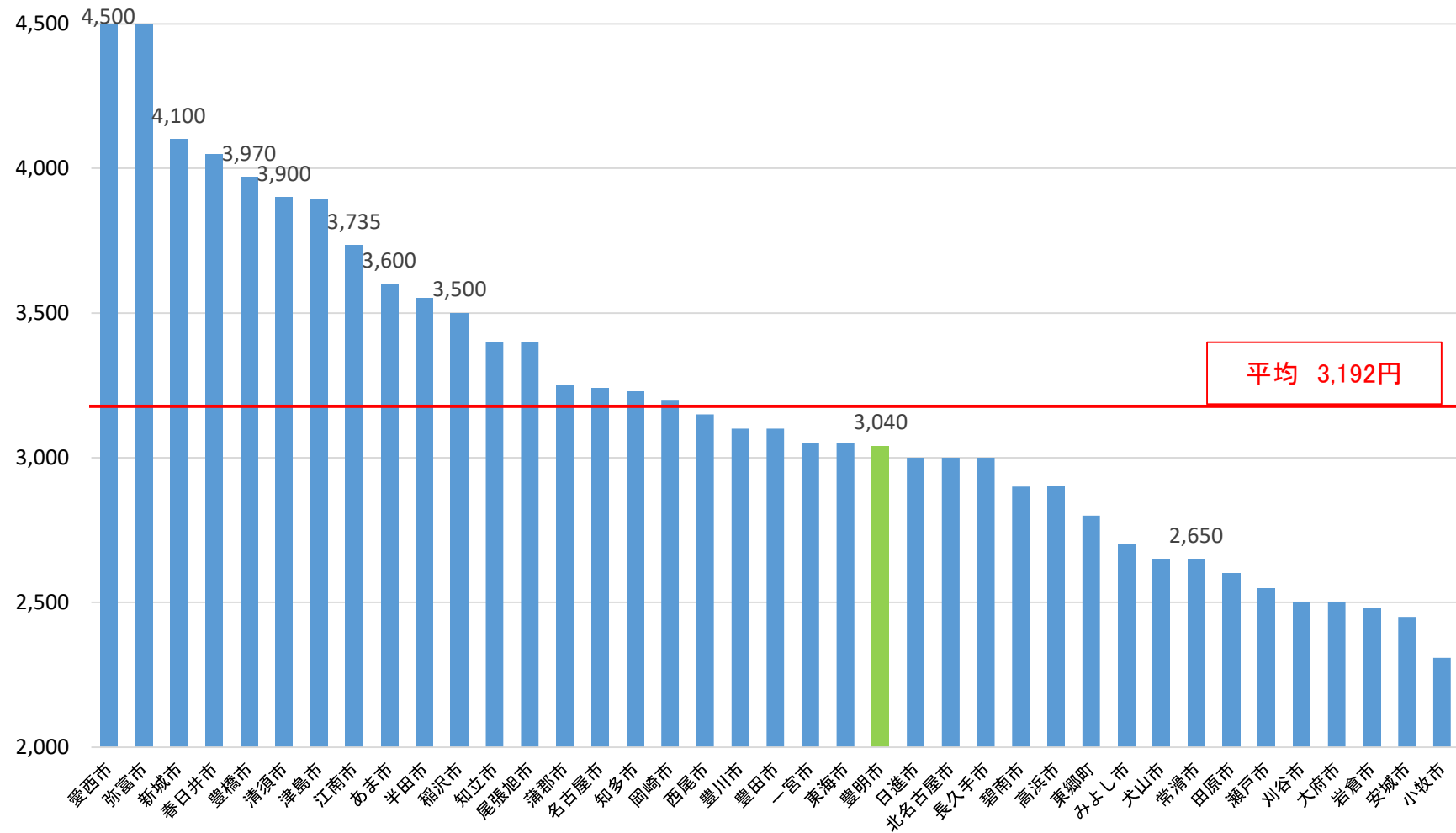
※ 1 県内自治体（市+東郷町）【令和6年4月1日現在】※ 2 令和6年度愛知の下水道（資料編）【愛知県建設局下水道課編】から抜粋・加工

県内下水道使用料【月20m³(税抜・円)】



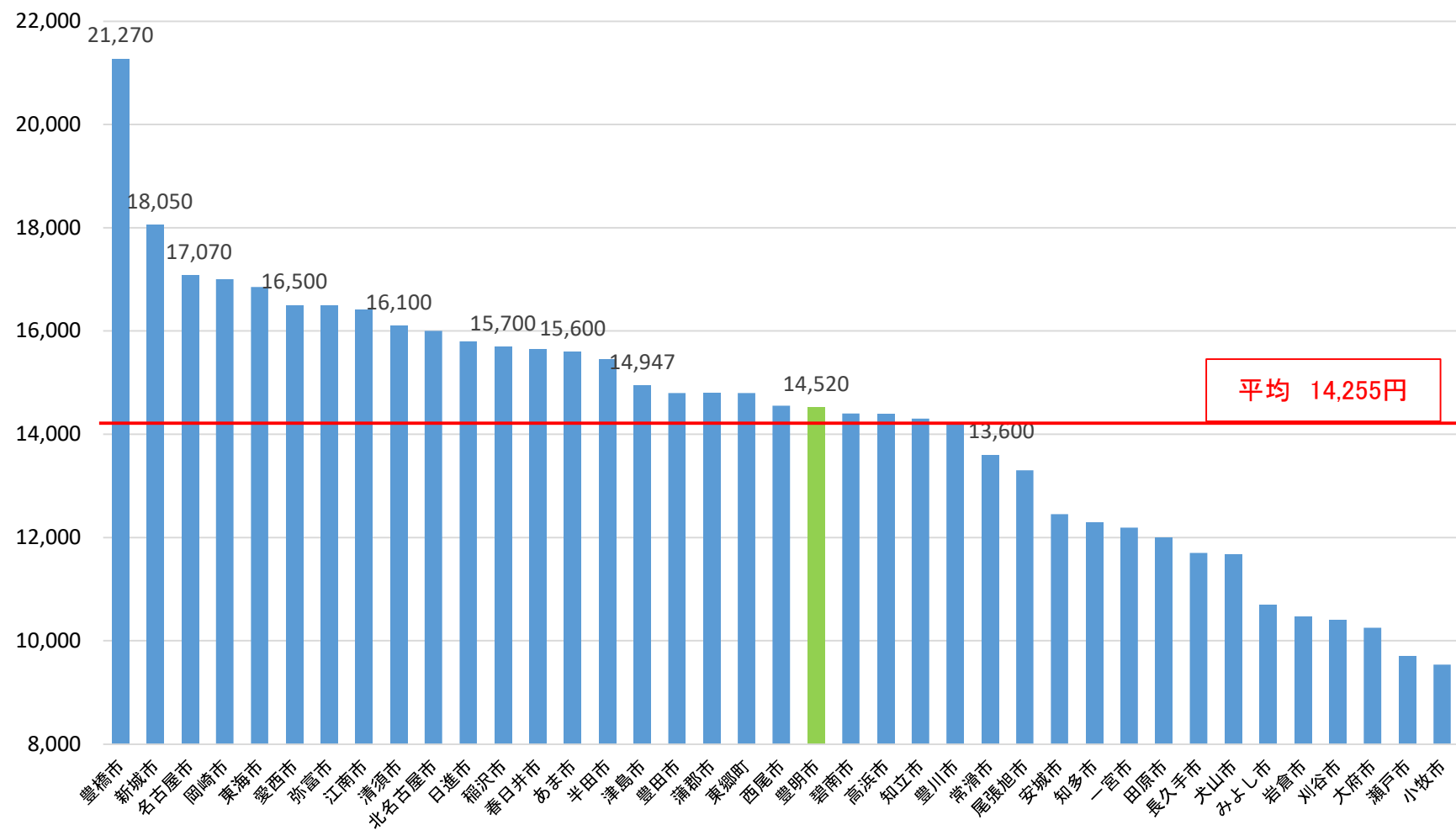
※ 1 県内自治体 (市+東郷町) 【令和 6 年 4 月 1 日現在】 ※ 2 令和 6 年度愛知の下水道 (資料編) 【愛知県建設局下水道課編】から抜粋・加工

県内下水道使用料【月30m³(税抜・円)】



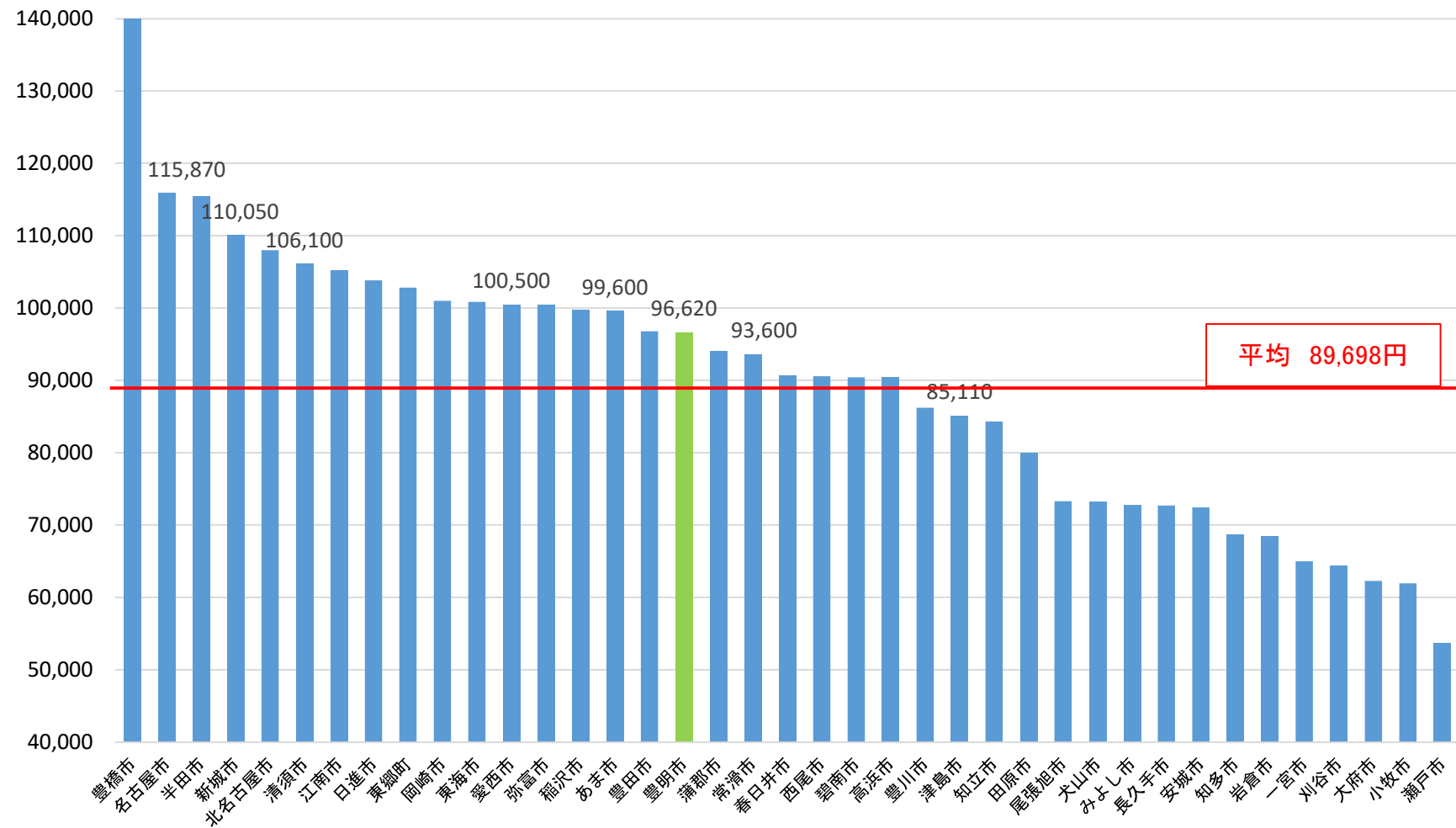
※ 1 県内自治体（市+東郷町）【令和6年4月1日現在】※ 2 令和6年度愛知の下水道（資料編）【愛知県建設局下水道課編】から抜粋・加工

県内下水道使用料【月100m³(税抜・円)】



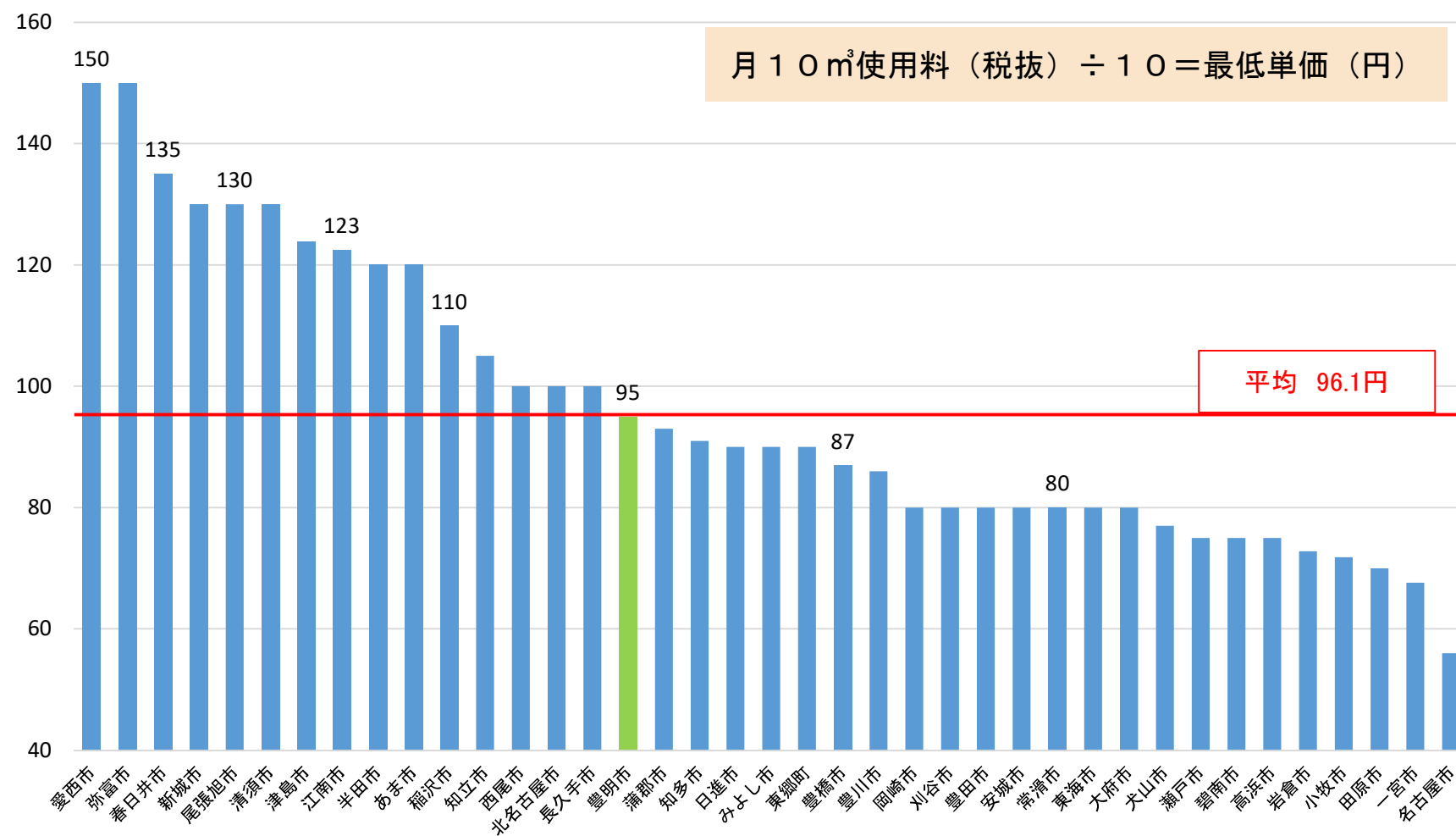
※ 1 県内自治体（市+東郷町）【令和6年4月1日現在】※ 2 令和6年度愛知の下水道（資料編）【愛知県建設局下水道課編】から抜粋・加工

県内下水道使用料【月500m³(税抜・円)】



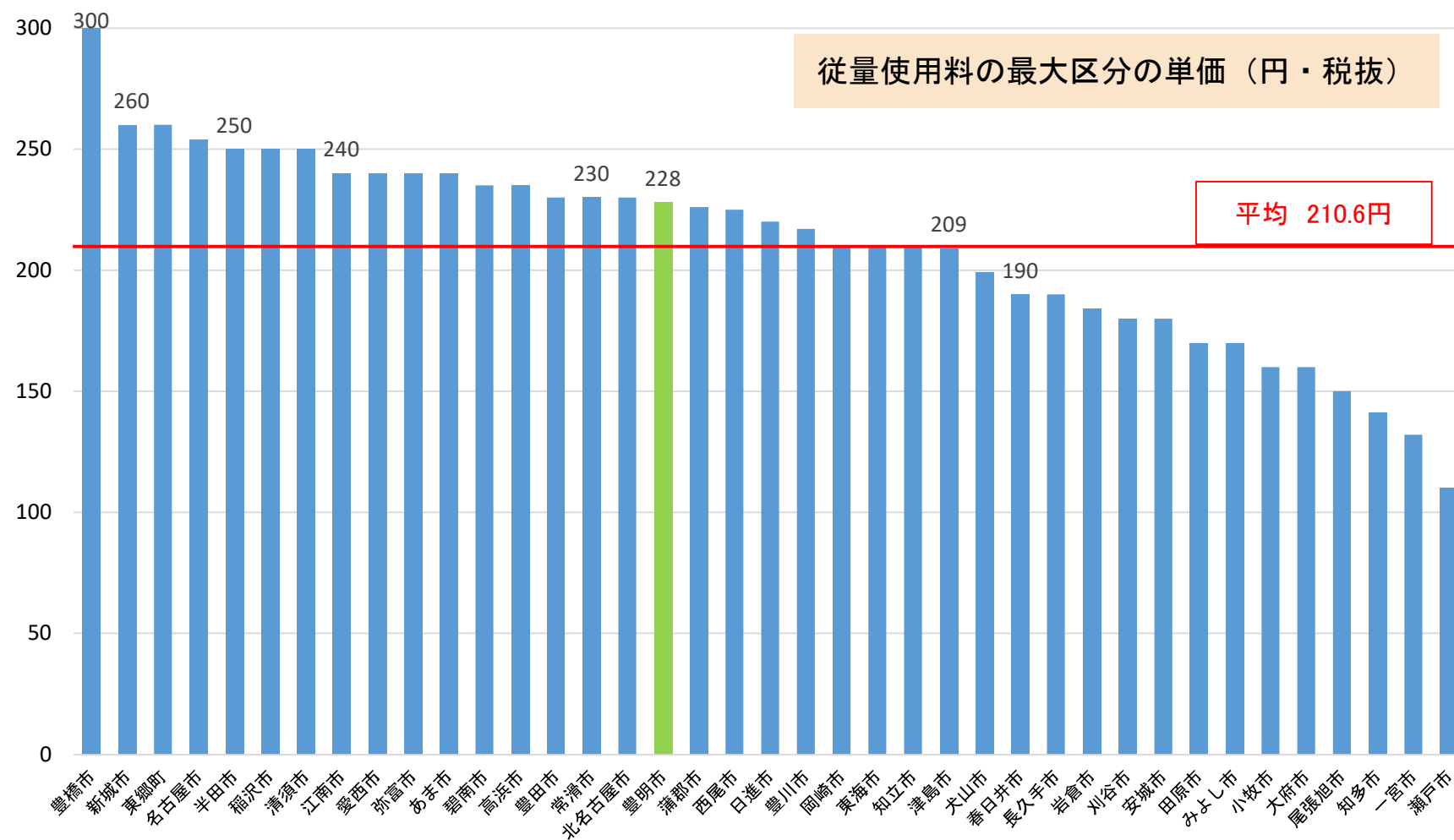
※ 1 県内自治体（市+東郷町）【令和6年4月1日現在】※ 2 令和6年度愛知の下水道（資料編）【愛知県建設局下水道課編】から抜粋・加工

最低単価一覧



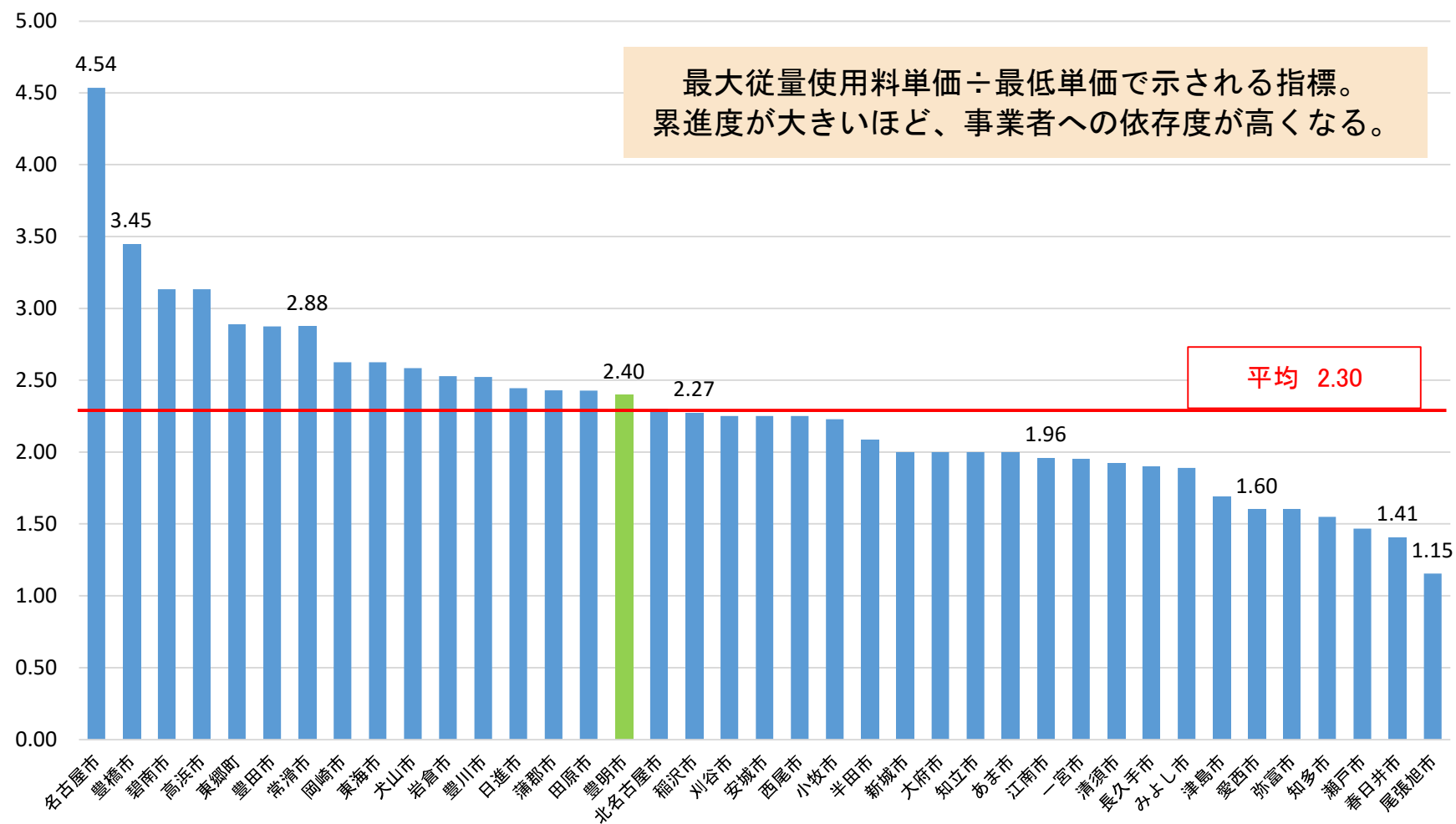
※ 1 県内自治体 (市+東郷町) 【令和 6 年 4 月 1 日現在】※ 2 令和 6 年度愛知の下水道 (資料編) 【愛知県建設局下水道課編】から抜粋・加工

最大従量使用料単価一覧



※ 1 県内自治体（市+東郷町）【令和6年4月1日現在】※ 2 令和6年度愛知の下水道（資料編）【愛知県建設局下水道課編】から抜粋・加工

累進度一覧



※ 1 県内自治体（市+東郷町）【令和6年4月1日現在】※ 2 令和6年度愛知の下水道（資料編）【愛知県建設局下水道課編】から抜粋・加工

累進度の設定

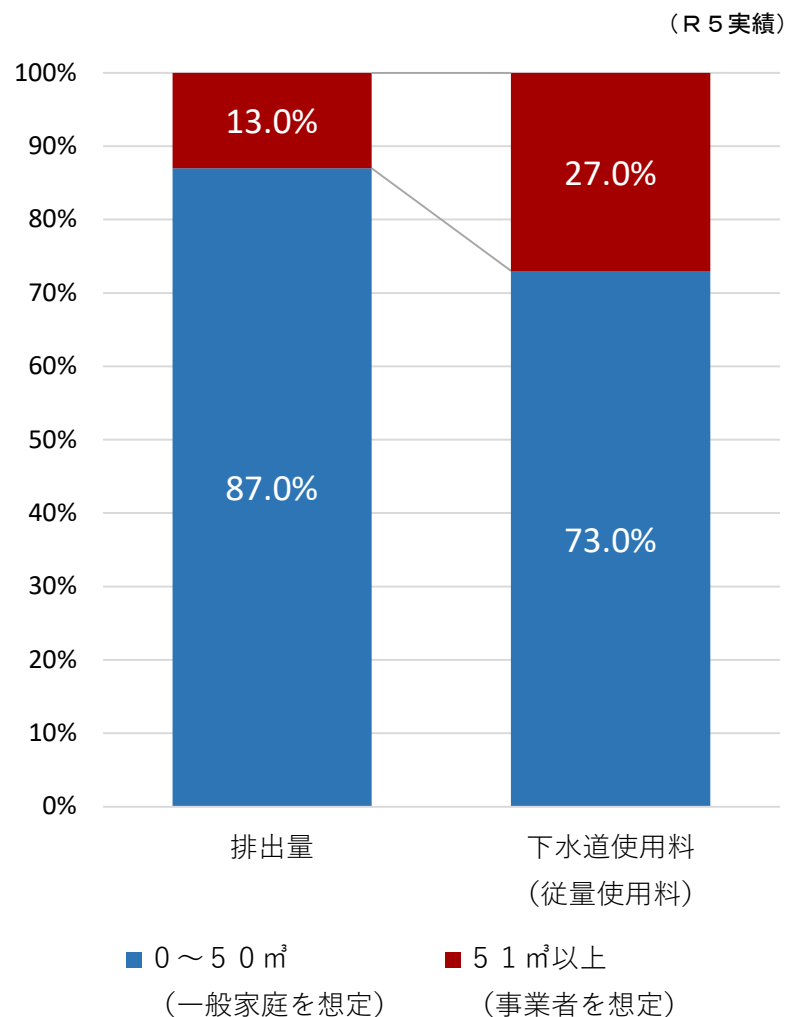
累進度設定の前提条件

- ① 0～50m³／月が、本市の排出区分のボリュームゾーンである。
- ② 使用水量区分ごとの使用者分布の現状及び今後の見通しを考慮すると、本市においては、51m³以上／月からの排出量を過度に期待できない。

累進度設定の論点

企業経営の視点	使用者の視点
ボリュームゾーンである一般家庭に、排出量に見合った使用料設定を行うことで、①安定した使用料収入の確保、②使用者間の負担の公平化が図れる。	【一般家庭】 累進度を高く設定していたため、負担軽減が図られていた。負担見直しは、一般家庭への影響が大きい。 【事業者】 既に県内でも高い水準の使用料設定となっている。

本市における使用料設定のポイント



○排出量の87.0%を月50m³以下の区分が排出している。全国平均と比較しても、主に一般家庭と想定される区分からの排出割合が高い自治体となる。



使用者間の負担の公平性

○月51m³以上の区分が、下水道使用料(従量使用料)の27%を負担している。
○累進度は県内上位の水準であり、事業者への依存度が高い使用料体系となっている。

排出量のボリュームゾーンに適切な使用料設定を行うことで、経営の安定化が図れる。

使用料体系の検討①

ケース①		
金額設定	基本使用料	従量使用料
	690円	現行単価から同率改定
設定の考え方	改定率の公平性を重視した案	
特徴・各階層への影響等	○基本使用料・従量使用料(すべての水量区分)ともに25.6%の増加となる使用料体系。 ○実際の使用料額の改定幅も各区分同率となるが、事業者区分の使用料金は、県内2番目に高い額となる。	

○同率改定する場合、累進度が変わらず高いままであるため、排出量が多い区分(事業者)への影響が大きい使用料体系となります。

使用者間の負担の公平化を図るためには、同率改定は適していないと言える。

別紙「ケース別使用料体系検討表」に基づき、ケースごとの整理を行います。

使用料体系の検討②

ケース②		
金額設定	基本使用料	従量使用料
	700円(原則額)	水量区分を変更
設定の考え方	○基本使用料の適正化を図る。 ○水需要の変化に対応するため、水量区分を変更。 ○基本使用料が占める割合の高い区分(少量使用者)への影響を軽減するため、最低単価は変えずに水量区分の変更を採用する。	
特徴・各階層への影響等	○基本使用料と従量使用料割合の適正化が図られている。 ○使用者間の負担割合は大きく改善し、使用者の負担公平化の課題が改善されている。(累進度の低下) ○10m³前後の少量使用者区分は、40%を超える使用料増額となる。 ○水量区分を変更したことにより平均改定率が25.6%を超えた。	

【基本使用料の適正化】と【使用者間の負担の公平化】が両立できるため、ケース②を基本としてケース③でさらに改善を行います。

使用料体系の検討③

ケース③		
金額設定	基本使用料	従量使用料
	700円(原則額)	水量区分を変更
設定の考え方	○基本使用料の適正化を図る。 ○水需要の変化に対応するため、水量区分を変更。 ○10m³前後の少量使用者区分の負担軽減を図るため、水量区分を追加。	
特徴・各階層への影響等	○基本使用料と従量使用料割合の適正化が図られている。 ○使用者間の負担割合は大きく改善し、使用者の負担公平化の課題が改善されている。(累進度の低下) ○一般家庭を想定した50m³以下の使用者はほぼ一定の改定率となる。 ○平均改定率は25.6%となる。	

事務局の考え方

基本使用料の適正化

- ①固定費の割合の多い事業構造を反映した使用料設定
- ②節水機器の普及に伴う排出量減少に対応するため、排出量に影響されにくい経営基盤を構築

使用者間の負担の公平化

- ①事業者からの排出量割合が全国平均と比較しても少ないため、事業者からの排出量に依存した累進度を改善
- ②水量区分のボリュームゾーンに適切な使用料設定を行うことで、安定した事業運営を実現

世帯別下水道使用料

		ケース①			ケース②			ケース③		
世帯人数 (想定水量)	現行使用料	使用料	増加額	増加率	使用料	増加額	増加率	使用料	増加額	増加率
1人 (8m ³ /月)	957	1,199	242	25.3%	1,320	363	37.9%	1,221	264	27.6%
2人 (15m ³ /月)	1,595	2,002	407	25.5%	2,090	495	31.0%	2,035	440	27.6%
3人 (20m ³ /月)	2,145	2,695	550	25.6%	2,887	742	34.6%	2,695	550	25.6%
4人 (23m ³ /月)	2,504	3,147	643	25.7%	3,366	862	34.4%	3,173	669	26.7%
5人 (28m ³ /月)	3,104	3,900	796	25.6%	4,163	1,059	34.1%	3,971	867	27.9%

※ 月額・税込み金額

ケース別使用料体系検討表（使用料体系）

現行		ケース①		ケース②		ケース③	
基本使用料	550円	基本使用料	690円	基本使用料	700円	基本使用料	700円
10m ³ まで	40円／m ³	10m ³ まで	50円／m ³	5m ³ まで	40円／m ³	5m ³ まで	40円／m ³
20m ³ まで	100円／m ³	20m ³ まで	126円／m ³	15m ³ まで	100円／m ³	10m ³ まで	70円／m ³
30m ³ まで	109円／m ³	30m ³ まで	137円／m ³	30m ³ まで	145円／m ³	20m ³ まで	120円／m ³
50m ³ まで	145円／m ³	50m ³ まで	182円／m ³	50m ³ まで	189円／m ³	30m ³ まで	145円／m ³
80m ³ まで	160円／m ³	80m ³ まで	201円／m ³	100m ³ まで	207円／m ³	50m ³ まで	190円／m ³
100m ³ まで	189円／m ³	100m ³ まで	237円／m ³	500m ³ まで	210円／m ³	100m ³ まで	210円／m ³
300m ³ まで	202円／m ³	300m ³ まで	254円／m ³	500m ³ を超える	228円／m ³	500m ³ まで	230円／m ³
400m ³ まで	207円／m ³	400m ³ まで	260円／m ³			500m ³ を超える	240円／m ³
500m ³ まで	210円／m ³	500m ³ まで	264円／m ³				
500m ³ を超える	228円／m ³	500m ³ を超える	286円／m ³				
最低単価	95円	最低単価	119円	最低単価	140円	最低単価	125円
累進度	2.40	累進度	2.40	累進度	1.63	累進度	1.92

ケース別使用料体系検討表（使用水量別使用料(円・税抜)）

		ケース①			ケース②			ケース③		
使用水量	現行使用料	使用料	改定率	差額	使用料	改定率	差額	使用料	改定率	差額
10m ³	950	1,190	25.3%	240	1,400	47.4%	450	1,250	31.6%	300
20m ³	1,950	2,450	25.6%	500	2,625	34.6%	675	2,450	25.6%	500
30m ³	3,040	3,820	25.7%	780	4,075	34.0%	1,035	3,900	28.3%	860
40m ³	4,490	5,640	25.6%	1,150	5,965	32.9%	1,475	5,800	29.2%	1,310
50m ³	5,940	7,460	25.6%	1,520	7,855	32.2%	1,915	7,700	29.6%	1,760
100m ³	14,520	18,230	25.6%	3,710	18,205	25.4%	3,685	18,200	25.3%	3,680
500m ³	96,620	121,430	25.7%	24,810	102,205	5.8%	5,585	110,200	14.1%	13,580
1,000m ³	210,620	264,430	25.5%	53,810	216,205	2.7%	5,585	230,200	9.3%	19,580
改定率（全体）		25.6%			30.3%			25.6%		

一般会計からの繰入について

	R 7 年度予算	使用料改定後
一 の 般 繰 会 入 計 金 か ら	下水道使用料収入 約 6 億円	下水道使用料収入 約 6 億円+約1.6億円 = 約7.6億円
	基準内繰入金 約1.4億円	基準内繰入金 約1.4億円
	基準外繰入金 約2.9億円	基準外繰入金 約1.3億円 (※)

※基準外繰入金は段階的に減らしていく。

※基準外繰入金への都市計画税の充当も段階的に減らしていく。

※都市計画税は減税の方向とする。